

# 第125回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染予防に  
関する対応については2ページ  
をご参照ください。

## 日 時

2022年 6月23日（木曜日）午前10時

## 場 所

広島県大竹市明治新開1番7  
当社広島本社 3階大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時まで

## 目 次

■ 第125回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	44

中国塗料株式会社

証券コード：4617

(証券コード4617)

2022年6月2日

株 主 各 位

広島県大竹市明治新開1番7

**中国塗料株式会社**

代表取締役会長 植 竹 正 隆

## 第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席以外にも、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県大竹市明治新開1番7 当社広島本社 3階大会議室  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第125期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第125期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cmp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎ 上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、本招集ご通知の添付書類とともに会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議内容につきましては、書面での発送に代え、本株主総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防に関する対応について

### <当社の対応>

- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、消毒液の設置や当社役員及び運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じる予定です。

### <株主様へのお願い>

- 感染リスク低減の観点から、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、総会前日までに書面もしくはインターネットによって議決権を行使されることをご推奨申し上げます。議決権行使方法の詳細は3~4ページをご参照ください。
- 当日ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、受付において体調不良とお見受けされる株主様については、運営スタッフがお声掛けし、会場への入場をお控えいただくことがございます。感染予防措置についてのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



**開催日時** 2022年6月23日（木）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

<代理人により議決権を行使される場合>

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができるとなっております。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合

### ▶ 郵送



**行使期限** 2022年6月22日（水）午後5時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主様の個人情報を守るための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

### ▶ インターネット



**行使期限** 2022年6月22日（水）午後5時

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

議決権行使書において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 機関投資家の皆様へ

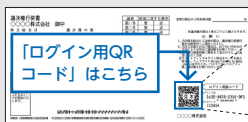
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。  
 なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は**1回に限り**ます。

**2回目以降のログインの際は…**

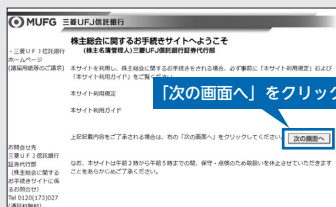
下記のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

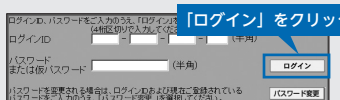


### ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

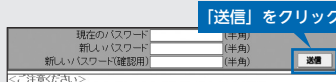
#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



#### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
- 議決権の不統一行使をされる場合  
株主総会の日の3日前までに、その旨およびその理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。

システム等に関するお問い合わせ  
（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、成長投資を最優先としつつ、余剰資金については積極的に株主還元を実施し、自己資本を適切にコントロールすることを基本方針としております。2021年4月を始期とする中期経営計画では、連結自己資本総還元率\*（D&BOE）を中計期間平均で5%以上としており、さらに連結配当性向40%以上かつ1株当たり年間配当額の下限を35円としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき安定配当も重視して、年間配当額を前期から1円増額の1株当たり35円とし、2021年12月2日付で実施した1株当たり17円の間配当を控除した18円とさせていただきますと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 18円 総額 913,631,526円 (この結果、中間配当金を含めた年間配当金は、1株につき35円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月24日

$$\text{※連結自己資本総還元率} = \frac{\text{当該年度の配当金額} + \text{当該年度の自己株式取得額}}{\text{当該年度の連結自己資本 [期首・期末平均]}}$$

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これに伴い削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらたに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、その決定プロセスの独立性と客観性を高めるため、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める「指名諮問委員会」の答申に基づいて、取締役会にて決定しております。

候補者 番号	氏名					現在の地位	取締役会 出席状況
1	うえ 植	たけ 竹	まさ 正	たか 隆	再任	代表取締役会長 兼 CEO	14回/14回
2	だ 伊	て 達	けん 健	し 士	再任	代表取締役社長 兼 営業 本部長	14回/14回
3	た 田	なか 中	ひで 秀	ゆき 幸	再任	常務取締役 技術本部長 兼 生産本部長	14回/14回
4	こ 小	ばやし 林	かつ 克	のり 徳	新任	執行役員 管理本部長	—
5	にし 西	かわ 川	もと 元	よし 啓	再任	社外 独立	社外取締役 14回/14回
6	いな 稲	み 見	とし 俊	ふみ 文	新任	社外 独立	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西川元啓氏および稲見俊文氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 西川元啓氏および稲見俊文氏は、東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
4. 西川元啓氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、定款の規定に基づいて、西川元啓氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知26頁の「3-(2)責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。西川元啓氏および稲見俊文氏の選任をご承認いただいた場合には、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容の概要は本定時株主総会招集ご通知26頁の「3-(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者  
番号

1

うえ たけ まさ たか  
植 竹 正 隆

(1945年1月12日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：248,700株

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1968年4月 当社入社

1997年4月 当社参与 船舶塗料事業本部長

1997年6月 当社取締役 船舶塗料事業本部長

2003年6月 当社常務取締役 マリンコーティン  
グス ディビジョン プレジデント

■ 取締役会の出席状況：14回/14回

2006年7月 当社常務取締役 営業部門ならびに  
海外子会社の統括

2007年1月 当社専務取締役

2010年4月 当社代表取締役社長

2021年6月 当社代表取締役会長 兼 CEO  
(現在)

[取締役候補者とした理由]

当社における豊富な業務経験を通じ当社業務全般に精通しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き  
当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

だ て けん し  
伊 達 健 士

(1970年11月21日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：37,700株

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1995年4月 当社入社

2012年3月 Chugoku Paints B.V. 取締役社長

2017年6月 営業本部 副本部長

■ 取締役会の出席状況：14回/14回

2018年4月 営業本部長

2018年7月 当社執行役員 営業本部長

2020年7月 当社上席執行役員 営業本部長

2021年6月 当社代表取締役社長 兼 営業本部長  
(現在)

[取締役候補者とした理由]

当社の海外における主要営業拠点の責任者を務めた後、2018年からは執行役員 営業本部長として営業部門  
全体を統括するなど、当社の事業や組織運営に関して豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役  
として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

た なか ひで ゆき  
田 中 秀 幸

(1965年8月7日生・男性)

再任

■ 所有する当社の株式の数：25,600株

■ 取締役会の出席状況：14回/14回

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2015年7月	当社執行役員 技術生産本部 副本部長 兼 研究開発第二部長
2008年4月	船舶塗料事業本部 技術センター 防汚技術部 マリン機能商品グループ リーダー 兼 研究開発本部 研究センター 第三グループリーダー	2017年4月	当社執行役員 技術生産本部長 兼 研究開発第二部長
2011年4月	技術本部 研究開発部 開発第二 グループリーダー	2017年6月	当社取締役 技術生産本部長
		2018年4月	当社取締役 技術本部長
		2021年6月	当社常務取締役 技術本部長
		2022年4月	当社常務取締役 技術本部長 兼 生産本部長 (現在)

[取締役候補者とした理由]

当社において長年にわたり技術部門で研究開発業務に従事しており、その実績、能力、豊富な経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

こ ばやし かつ のり  
小 林 克 徳

(1965年11月16日生・男性)

新任

■ 所有する当社の株式の数：13,213株

■ 取締役会の出席状況：-(※)

■ 重要な兼職の状況：該当する事項はありません。

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1990年4月	当社入社	2022年3月	当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 財務部長 兼 海外管理部長
2014年12月	管理本部 財務部長	2022年4月	当社執行役員 管理本部長 兼 財務部長 兼 海外管理部長 兼 情報システム部長 (現在)
2020年7月	当社執行役員 管理本部 副本部長 兼 財務部長		

[取締役候補者とした理由]

当社において海外での勤務経験を含め長年にわたり管理部門で様々な業務に従事しており、その実績、能力、豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。

(※)当社では、担当業務に係る報告のため執行役員が取締役会に出席しており、同氏は当期に開催された取締役会全てに出席しております。

候補者  
番号

5

にし かわ もと よし  
西 川 元 啓

(1946年1月1日生・男性)

再任

社外

独立

■ 所有する当社の株式の数：9,600株

■ 取締役会の出席状況：14回/14回

■ 重要な兼職の状況：野村総合法律事務所客員弁護士

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1968年4月	八幡製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社	2010年4月	NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役
1997年6月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）取締役	2011年7月	弁護士登録 野村総合法律事務所客員弁護士（現在）
2001年4月	同社常務取締役	2012年4月	オリンパス株式会社社外取締役
2003年6月	同社常任顧問 （チーフリーガルカウンセル）	2016年6月	当社社外取締役（現在）
2007年7月	同社顧問		
2009年6月	株式会社日鉄エレックス（現 日鉄テックスエンジ株式会社）監査役		

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割]

弁護士および企業経営者ならびに社外取締役としての豊かな経験と高い見識を有しており、それらに基づく経営的視点かつ法的見地を活かした監督や独立した立場からの有用な助言を受けられるものと期待し、社外取締役候補者としております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場での役員候補者の選定や、役員報酬等の決定に関与していただく予定です。

[社外取締役候補者の独立性について]

同氏および同氏の兼職先と当社グループの間には取引関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

候補者  
番号

6

いな み とし ふみ  
稲 見 俊 文

(1951年11月3日生・男性)

新任

社外

独立

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役会の出席状況：-

■ 重要な兼職の状況：共栄タンカー株式会社 社外取締役（監査等委員）

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

1974年 4 月	三菱商事株式会社 入社	2014年 1 月	Wallenius Wilhelmsen Logistics A/S 日本支社長
1999年 7 月	ドイツ三菱副社長・機械部長・ウィーン首席	2019年 1 月	シティコンピュータ株式会社 顧問（現在）
2004年 4 月	三菱商事株式会社 本社船舶部長	2021年 6 月	共栄タンカー株式会社 社外取締役（監査等委員）（現在）
2006年 5 月	同社 マニラ支店長		
2007年 4 月	同社 理事		
2011年 6 月	三菱鉱石輸送株式会社 代表取締役社長		

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

企業経営者ならびに社外取締役として豊かな経験と高い見識を有しており、それらに基づくグローバルかつ経営的視点を活かした監督や独立した立場からの有用な助言を受けられるものと期待し、社外取締役候補者としております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場での役員候補者の選定や、役員報酬等の決定に関与していただく予定です。

〔社外取締役候補者の独立性について〕

共栄タンカー株式会社は当社の取引先ですが、特定関係事業者には該当せず、また同氏と当社グループの間には取引関係が無いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。

## ご参考 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名		企業経営・ 組織運営	グローバル	研究・開発	営業・マー ケティング	財務・会計	法務・ リスク管理
1	植竹 正隆	社内	○	○		○		
2	伊達 健士	社内	○	○		○		
3	田中 秀幸	社内	○		○			
4	小林 克徳	社内	○	○			○	○
5	西川 元啓	社外	○					○
6	稲見 俊文	社外	○	○		○		

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、現在の補欠監査役選任の効力が失効しますので、監査役の現員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なか むら てつ じ  
**中 村 哲 治** (1957年2月20日生・男性) **再任**

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：税理士

■ 略歴ならびに当社における地位

1975年4月	広島国税局 入局	2016年7月	広島東税務署長
2012年7月	海田税務署長	2017年7月	同署退職
2013年7月	広島国税局 総務部厚生課 課長	2017年8月	税理士登録・開業（現在）
2014年7月	同局 総務部 次長		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村哲治氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となる補欠の監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任する際には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、財務および会計に関する幅広い知識と実務経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者としております。
3. 当社は、中村哲治氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。中村哲治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞した経済活動の再開が徐々に進み、全体として持ち直しの傾向が見られました。一方で、ウクライナ情勢の緊迫化や資源価格の高騰等による景気後退も懸念され、先行き不透明感が強まる展開となりました。

そうした中、当社グループの主力製品である船舶用塗料分野においては、新型コロナウイルスの感染拡大によるマイナス影響は総じて限定的で、修繕船向けの販売は欧州を中心に堅調に推移しました。一方で、新造船向けについては、日本国内及び中国において船舶建造量の減少を受け塗料需要が縮小したことから低調に推移し、船舶用塗料全体の売上高も前期比で減少いたしました。

工業用塗料分野では、東南アジアにおける重防食塗料について、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインフラ関連プロジェクトの延期等により低調に推移しましたが、建材用塗料や東南アジア以外の地域における重防食塗料の需要回復により、全体としては増収を確保いたしました。

コンテナ用塗料分野については、世界的なコンテナ輸送需要の逼迫等を背景にコンテナボックスの生産が拡大したことで塗料需要も持ち直し、大幅な増収となりました。

損益面では、世界的な資源高の影響で主要原材料価格が軒並み高騰したことにより調達コストが大幅に増大いたしました。かかる状況を受け、販売価格の見直しを進めたほか、各種経費の削減にも努めましたが、コスト増をカバーするには至らず、収益性が大幅に低下いたしました。一方、政策保有株式の売却により、投資有価証券売却益601百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当期における当社グループの売上高は84,295百万円（前期比2.2%増）、営業利益は687百万円（同89.4%減）、経常利益は1,012百万円（同84.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は257百万円（同92.2%減）となりました。

### 1-(2) 主要な事業内容

当社グループは、塗料の製造販売を主たる事業としております。

製品分野	主要製品	当期の売上高 (百万円)
船舶用塗料	大型船舶用塗料、プレジャーボート用塗料、漁船用塗料	66,123 (前期比3.7%減)
工業用塗料	建材用塗料（フローリング等）、重防食塗料（橋梁、プラント等）	11,842 (前期比4.2%増)
コンテナ用塗料	コンテナボックス用塗料	6,001 (前期比192.8%増)



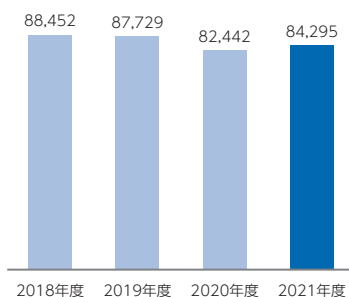
## 1-(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第122期 (2018年度)	第123期 (2019年度)	第124期 (2020年度)	第125期 (2021年度)
売 上 高 (百万円)		88,452	87,729	82,442	84,295
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)		△643	3,441	6,506	687
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△760	△124	3,279	257
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△12.16	△2.09	57.69	4.92
総 資 産 (百万円)		113,855	106,074	105,170	104,618
純 資 産 (百万円)		67,804	62,221	62,315	60,039
1株当たり純資産額 (円)		1,033.20	987.09	1,050.10	1,089.33

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第125期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第125期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 過年度決算における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。第122期から第124期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

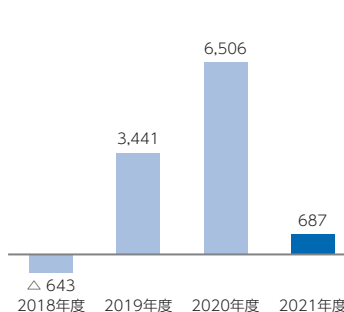
売上高

(単位:百万円)

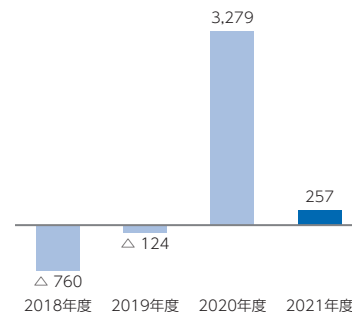


営業利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



## 1 - (4) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

東京本社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

広島本社  
(当社本店) 広島県大竹市明治新開1番7

支店 大阪支店 (大阪府大阪市西区)

工場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)、九州工場 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町)

研究所 大竹研究所 (広島県大竹市)、滋賀研究所 (滋賀県野洲市)

### ② 主な子会社

大竹明新化学株式会社

広島県大竹市

神戸ペイント株式会社

兵庫県加古郡稲美町

CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd.

香港

CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd.

中国 上海市

CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong) , Ltd.

中国 広東省

CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.

韓国 金海市

CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.

シンガポール

CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.

マレーシア ジョホール州

TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.

タイ バンコク

CHUGOKU PAINTS B.V.

オランダ ハイニンゲン

## 1 - (5) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

地域別	従業員数	前期末比増減
日本	659 (81) 名	11名減 (4名減)
中国	621 (2) 名	26名減 (1名減)
韓国	162 (48) 名	3名増 (4名増)
東南アジア	626 (25) 名	22名減 (3名減)
欧州・米国	139 (34) 名	13名減 (6名増)
合計	2,207 (190) 名	69名減 (2名増)

- (注) 1. 従業員数に顧問および嘱託を含めております。  
 2. 派遣社員および臨時社員については、期中平均人数を括弧書きにて外数で表示しております。  
 3. 上記の他、企業集団外への出向者が1名おります。

## 1 - (6) 主要な借入先および借入額

(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,915百万円
株式会社みずほ銀行	4,688百万円
株式会社広島銀行	4,350百万円
株式会社三井住友銀行	2,327百万円

## 1 - (7) 設備投資等の状況

当社グループが当期に実施した設備投資の総額は1,160百万円となりました。その主なものは、国内外の既存工場設備の増強、維持更新であります。

## 1 - (8) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

## 1 - (9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## 1 - (10) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 1 - (11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 1 - (12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 1 - (13) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
国内 大竹明新化学株式会社	84百万円	100.00	塗料原料製造販売
国内 神戸ペイント株式会社	400百万円	100.00	塗料製造販売
海外 CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong), Ltd.	66百万US \$	100.00	塗料販売
海外 CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.	532百万CNY	92.00	塗料製造販売
海外 CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong), Ltd.	69百万CNY	100.00	塗料製造販売
海外 CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	3,807百万W	68.18	塗料製造販売
海外 CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	10百万S \$	100.00	塗料製造販売
海外 CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	32百万M \$	100.00	塗料製造販売
海外 TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	140百万THB	49.00	塗料製造販売
海外 CHUGOKU PAINTS B.V.	36百万EUR	100.00	塗料製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、23社（間接所有子会社を含む）であります。  
 2. 当社の議決権比率には、間接所有を含んでおります。  
 3. TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.は、当社の議決権比率が49.00%であります。実質的な支配力を勘案して連結子会社としております。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社はありません。

## 1 - (14) 対処すべき課題

### ＜中期経営計画「CMP New Century Plan 2」の進捗について＞

当社グループでは、サステナブル経営を推進し、地球環境や社会の諸課題の解決に貢献することにより創出される社会的価値と事業活動の結果生み出される利益等の経済的価値双方の極大化を実現すべく、従来の長期ビジョンの内容を改定するとともに、2021～2025 年度（5年間）の中期経営計画「CMP New Century Plan 2」（以下「本中計」）を2021年5月に公表いたしました。

長期ビジョンのキーメッセージは、「**サステナブルで高収益なグローバル・ニッチ・トップ企業**」とし、船舶用塗料の販売シェア及びその中核となる船底防汚塗料の供給による船舶の温暖化ガス削減貢献という両面で世界トップとなることを主眼としております。

本中計は、長期ビジョンの実現に向けて経営の変革を進め、価値創造の基盤をつくることを主な目的としており、そのために、「環境・社会貢献による提供価値拡大」、「利益体質の改善と安定化」、「組織基盤の整備」、「積極的な株主還元と資本効率向上」という4つの基本方針（重点テーマ）を設定いたしました。

#### 【基本方針（重点テーマ）】

<p><b>①環境・社会貢献による提供価値拡大</b></p> <p>環境・社会貢献につながるビジネスを伸長させ、社会的価値の創出を推進。その結果として、経済的価値の源泉となる売上高の拡大を図る。</p>	<p><b>②利益体質の改善と安定化</b></p> <p>様々なアプローチから持続的な収益性の向上を図るとともに、事業環境の変化による利益水準の変動を抑制し、経済的価値を安定的に創出する。</p>	<p><b>④積極的な株主還元と資本効率向上</b></p> <p>収益性向上と積極的な株主還元による自己資本コントロールによりROEを改善する。</p>
<p><b>③組織基盤の整備</b></p> <p>①、②を支える人財のパフォーマンス向上や経営管理機能の強化を通じて、永続的な成長に資する価値創造の基盤を確立する。</p>		

これらの基本方針に沿った戦略・施策を各部門で実行していくことで、本中計の目的達成と長期ビジョンの実現を目指してまいります。

---

本中計の1年目であった2021年度における主な取り組み状況は以下のとおりです。

**① 環境・社会貢献による提供価値拡大**

主には、温暖化ガス及び揮発性有機化合物（VOC）の削減につながる製品の拡販に努めました。その結果、高性能船底防汚塗料の供給による温暖化ガスの削減貢献量は111.5万トン、低VOC塗料の拡販によるVOCの排出削減量は3,034トンとなり、ともに前年実績を上回りました。

**② 利益体質の改善と安定化**

新造船向けも含めて、原材料調達コストの上昇に見合った販売価格の改定に取り組みました。また、原材料調達における価格変動リスクの抑制に向けて、金融ヘッジ手法の活用について準備を進めました。

**③ 組織基盤の整備**

経営管理機能を最適化すべく、重要会議体の運営を見直して機能強化を図るとともに、よりタイムリーに月次業績をモニタリングできる体制を整備いたしました。

**④ 積極的な株主還元と資本効率向上**

株主還元方針に基づき、1株当たり年間配当金は前期に比べ1円増配となる35円を予定しております。また、自己株式については、当年度中に約36.8億円分を取得いたしました。その結果、本中計で株主還元の基準としている連結自己資本総還元率（D&BOE）は9.7%となる見込みです。

2022年度以降も、長期ビジョン及び本中計のもとサステナブル経営を推進し、社会的価値の拡大も含めた中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

### <過年度決算の訂正について>

2021年11月に、当社の連結子会社である CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd. (以下「CMP上海」)において、過年度分も含めた退職給付に係る負債の計上漏れ(以下「本件」)が判明いたしました。これを受け当社では、CMP上海における退職給付債務の算定を行うとともに、外部専門家で構成する調査委員会を設置して本件が発生した経緯や原因等について調査を進め、2021年12月27日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、過年度決算の訂正に至りました。株主の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

調査委員会からは、本件発生 の主な原因として、CMP上海における管理体制の欠如や当社における子会社管理機能の不全、現場とのコミュニケーション不足、子会社内部監査の不備、等の指摘を受けたほか、これらの問題点を改善する方策についての提言がありました。当社は、これら調査委員会からの意見を真摯に受け止めた上で、2022年3月に再発防止策を策定いたしました。今後は、再発防止策を着実に実行していくことで、CMP上海はもちろんのこと、当社グループ全体の内部管理体制やガバナンスの強化を図ってまいります。

### 1 - (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

#### <今治造船グループとの業務提携>

当社は、2021年5月11日付で、国内最大の造船メーカーである今治造船株式会社(以下「今治造船」)及び同社グループの正栄汽船株式会社(以下「正栄汽船」)との間で、環境対応に関する共同研究を主眼とする業務提携契約を締結いたしました。造船・海運業界における環境問題の解決に貢献するとともに国内造船業全体の競争力向上を目指すことを目的に、3社で低VOC塗装仕様の確立や低摩擦(低燃費)型高性能船底防汚塗料の開発等に関する共同研究を推進してまいります。

なお、当該業務提携の実効性担保と3社の関係性強化を図るため、今治造船及び正栄汽船は当社の既存株主から当社株式を2021年5月17日付で取得し、両社合計で総議決権の4.7%を保有することとなりました。また、その後についても、両社は合計で総議決権の最大10%程度まで当社株式の追加取得を行うことを検討しているとのことでしたが、2022年3月31日現在、両社は合計で総議決権の6.1%に相当する当社株式を保有しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

2- (1) 発行可能株式総数	277,630,000株
2- (2) 発行済株式の総数	62,000,000株 (自己株式11,242,693株を含む。)
2- (3) 株 主 数	4,911名
2- (4) 単元株式数	100株
2- (5) 大 株 主	

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,346	12.50
株式会社シティインデックスイレブンス	5,033	9.92
株式会社広島銀行	2,479	4.89
株式会社オフィスサポート	2,291	4.51
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,019	3.98
明治安田生命保険相互会社	2,000	3.94
今治造船株式会社	1,807	3.56
株式会社三菱UFJ銀行	1,553	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,479	2.91
中国塗料取引先持株会	1,304	2.57

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式11,242,693株を所有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) の中には含めておりません。



## 2- (6) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度における在籍要件型および業績要件型譲渡制限付株式であり、対象取締役4名に対し、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除するものです。なお、各要件における譲渡制限期間は以下のとおりです。

在籍要件型：2021年7月30日～2024年7月29日

業績要件型：2021年7月30日～2026年7月29日

役員区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く。)	34,100	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## 2- (7) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

当社は、株主還元および資本効率向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。なお、取得した自己株式数および取得価格の総額は、2022年3月31日時点の取得状況を記載しております。

取締役会決議日	2021年5月11日
取得期間	2021年5月12日～2022年5月11日
取得した自己株式数	3,917,100株
取得価格の総額	3,683,232,900円

### ②自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式を以下のとおり消却しました。

取締役会決議日	2021年7月30日
消却日	2021年8月16日
消却した自己株式数	7,068,822株
消却後の発行済み株式数	62,000,000株

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-(1) 取締役および監査役の氏名等

2022年3月31日現在の取締役および監査役は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	植竹正隆	
代表取締役社長	伊達健士	営業本部長
常務取締役	友近潤二	管理本部長
常務取締役	田中秀幸	技術本部長
取締役	上田耕治	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、 ネクサス監査法人代表社員、株式会社ユークス社外監査役
取締役	西川元啓	野村総合法律事務所客員弁護士
常勤監査役	國本英一	
常勤監査役	牛田敦士	
監査役	久保田寄人	税理士
監査役	山田希恵	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役 國本英一氏は、管理部門における長年の実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 監査役 久保田寄人氏および山田希恵氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、久保田氏は税理士資格を、山田氏は公認会計士資格および税理士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役 上田耕治氏および西川元啓氏ならびに監査役 久保田寄人氏および山田希恵氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 5. 重要な兼職先と当社との間で特別の利害関係はありません。

#### 執行役員の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	清水貴夫	管理本部 副本部長 兼 経営企画部長
執行役員	沖本洋幸	技術本部 副本部長 兼 防汚技術部長
執行役員	西村美彦	営業本部 副本部長 兼 営業統括部長 (工業担当) 兼 開発営業部長 兼 コンテナ営業部長
執行役員	小林克徳	管理本部 副本部長 兼 財務部長 兼 海外管理部長
執行役員	光田昌挙	営業本部 副本部長 兼 営業統括部長 (船舶担当)

### 3- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うに当たり善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨を定めた契約を締結しております。

### 3- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループにおける全ての子会社の取締役および監査役ならびに執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

### 3- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

#### ① 基本方針

- 取締役の役割や貢献度に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- 持続的な企業価値向上へのインセンティブとして機能し、株主との価値共有が促進される報酬体系とします。
- 報酬体系や報酬水準等の決定にあたっては、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ることで客観性と合理性を確保します。

#### ② 報酬体系

上記基本方針に則り、基本報酬、年次インセンティブ、中長期インセンティブの3区分で構成されております。なお、社外取締役については、その職務の特性に鑑み、基本報酬のみを支給するものといたします。

区分	種別	対価	構成比
a. 基本報酬	固定	現金	80%程度
b. 年次インセンティブ	変動 (業績連動)	現金	10%程度
c. 中長期インセンティブ	変動 (一部業績連動)	株式	10%程度

※構成比は年次インセンティブが100%支給された場合の総額比

### ③ 各報酬の内容

#### a. 基本報酬

月次の固定報酬とし、個別の支給額は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。なお、使用人兼務取締役への使用人分給与は不支給といたします。

#### b. 年次インセンティブ

単年度の業績数値に応じて支給額が変動する現金報酬で、業績が一定の水準に達した場合に当該年度終了後の一定の時期に支給することとし、算定方法は以下のとおりです。

<算定式>

年次インセンティブ支給額 = 役職別基準額 × 業績係数

<役職別基準額>

各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

<業績係数>

連動指標は、取締役と株主との価値共有推進の観点から、株主価値に直結する業績指標として、当該期の親会社株主に帰属する当期純利益額としております。各年度における具体的な業績係数テーブルについては、当該年度の6月までに決定いたします。

#### c. 中長期インセンティブ

2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を活用し、当社の普通株式で支給いたします。本制度は、対象取締役について一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、及び当該要件に加えて、一定の業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」により構成されており、在籍要件型は毎年一定の時期に支給いたします。業績要件型については、当該報酬が中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての機能をより高められるよう、譲渡制限の解除条件となる業績指標として中期経営計画等における中長期の業績目標を設定することを原則としているため、中期経営計画等の策定時期に合わせて数年に一度支給することになります（新任取締役は就任時に支給）。なお、個別の支給額（付与株数）は各取締役の役割や貢献度等に応じて決定いたします。

### ④ 取締役報酬の内容の決定手続き

個人別報酬の内容を含む取締役報酬に関する全ての事項については、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、取締役会の決議により定めることとしております。

### 3- (5) 当事業年度における業績連動報酬等に関する事項

#### ① 年次インセンティブ

当事業年度の支給額算定に用いる業績係数は、親会社株主に帰属する当期純利益額1,500百万円～2,100百万円を目標として、目標達成度に応じて0%～125%の範囲で変動する設定としておりましたが、実績が257百万円となったことから25%となりました。

#### ② 中長期インセンティブ（うち業績要件型譲渡制限付株式部分）

2021年7月に、取締役4名（社外取締役を除く）に対して業績要件型譲渡制限付株式7,600株を支給いたしました。譲渡制限の解除条件となる業績指標は、中期経営計画（2021年5月公表）における業績目標である2025年度の連結自己資本当期純利益率（ROE）8%以上の達成となります。

### 3- (6) 取締役および監査役の報酬等の総額および員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			基本報酬	業績連動報酬 (年次インセン ティブ)	
取締役 (うち社外取締役)	241 (15)	212 (15)	6 (-)	22 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	49 (15)	49 (15)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	291 (30)	262 (30)	6 (-)	22 (-)	11 (4)

- (注) 1. 上記の員数には、2021年6月24日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額450百万円以内（当時の取締役の員数：14名、使用人給与分は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額には、2018年6月21日開催の第121回定時株主総会において決議いただいております取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬（年額100百万円以内、当時の対象取締役の員数：4名）を含んでおります。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第110回定時株主総会において年額100百万円以内（当時の監査役の員数：4名）と決議いただいております。

- 
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該報酬の内容については、「3- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」及び「3- (5) 当事業年度における業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。また、金額欄には当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

### **3- (7) 取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め審議しており、報酬諮問委員会の審議、答申内容を踏まえた上で、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### 3- (8) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	上田 耕 治	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、研究者および公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。さらに報酬諮問委員会の委員長を務め審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、指名諮問委員として議論の活性化に向けて取り組んでおります。
取締役	西川 元 啓	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な経営経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。さらに指名諮問委員会の委員長を務め審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、報酬諮問委員として議論の活性化に向けて取り組んでおります。
監査役	久保田 寄 人	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、税理士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。
監査役	山 田 希 恵	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された10回の監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から監査の実効性を高めるための発言を行っております。

### 3- (9) その他社外役員に関する事項

主要取引先等特定関係事業者との関係その他に関する該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### 4- (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 4- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| ① 会計監査人の報酬等の額                      | 116百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 116百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 4- (3) 子会社の監査に関する事項

当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けている当社の重要な子会社は次のとおりです。

会 社 名	監 査 法 人 名
CHUGOKU MARINE PAINTS (Hong Kong) , Ltd.	Ernst & Young, Hong Kong
CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai) , Ltd.	Ernst & Young, Shanghai
CHUGOKU MARINE PAINTS (Guangdong) , Ltd.	Ernst & Young, Guangzhou
CHUGOKU SAMHWA PAINTS, Ltd.	Ernst & Young, Seoul
CHUGOKU MARINE PAINTS (Singapore) Pte. Ltd.	Ernst & Young, Singapore
CHUGOKU PAINTS (Malaysia) Sdn. Bhd.	Ernst & Young, Johor Bahru
TOA-CHUGOKU PAINTS Co., Ltd.	Ernst & Young, Thailand
CHUGOKU PAINTS B.V.	Ernst & Young, Rotterdam

#### 4- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 会社の体制および支配に関する方針

#### 5- (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針規程」（以下、「当規程」）を決議しております。その概要は以下のとおりであります。



### ① 体制の整備に際しての取締役の責務

会社の取締役は、業務の適正を確保する体制の整備の決定に際して、次に掲げる事項に留意する。

- a. 株主の利益の最大化に寄与するものであること。
- b. 取締役その他の会社の業務を執行する者が法令および定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- c. 会社の業務および効率性の適正の確保に向けた株主または会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- d. 会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- e. 会社を巡る利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

### ② 会社において決議等の対象となる体制の内容

会社における業務の適正を確保する体制とは次のような体制をいう。

- a. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行および意思決定に係わる情報は文書で保存し、その保存および管理は社内規則に則る。
- b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、輸出管理等に係わる損失については、個々の損失の領域ごとに担当部署で、必要に応じ危険管理に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
  - ロ. 新たに生じた損失への対応のため、必要に応じて社長から全社およびグループに示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - ハ. 損失が現実化し、重要な損害の発生が予測される場合は、取締役および子会社取締役は速やかに取締役会に報告する。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社および会社の子会社から成るグループにおける業務の適正を確保するための体制等  
下記の経営管理システムを用いて事業の推進に伴う損失を継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- 
- イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、主要な取締役により構成する会議において審議する。
  - ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、中期的方針・施策に基づき全社およびグループの目標値を年度予算として策定し、各種会議を通じて全社およびグループベースでの業績管理を行う。
  - ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
  - ニ. 法令遵守活動を行う各種チームを設置して、コンプライアンス体制や施策の充実を図る。
  - ホ. 従業員が取締役に直接通報する内部通報制度を設置し、通報従業員は就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。
  - ヘ. 会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に受領し、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。
  - ト. 子会社の重要な業務執行について決裁基準を設けるとともに、各子会社の経営方針を協議し、業務執行状況につき報告を受ける定例の会議体を設ける。
  - チ. 監査室による内部監査の対象には子会社を含める。
  - d. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役および監査役会の監査業務の補助として監査役室に1名以上の業務等を十分検証するだけの専門性を有する使用人を置く。
  - e. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - イ. 監査役室の使用人の任命、配転、人事異動等雇用条件および人事考課に関して、予め監査役会の意見を聞く。
    - ロ. 取締役および会社のいかなる従業員も、監査役室の使用人による監査役の指示の履行を不当に妨げる行為を行ってはならない。
  - f. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人ならびに子会社取締役、監査役、使用人等は会社もしくは会社の子会社において、
    - イ. 著しい損害を及ぼす恐れや事実

- ロ. 信用を著しく失墜させる事態
- ハ. 内部管理の体制・手続等に関する重大な欠陥や問題
- ニ. 法令違反等の不正行為や重大な不当行為
- ホ. 重要な情報の開示

等を発見したとき、または発生したときは、直ちに常勤監査役に対し当該事実を報告する。

報告は、匿名によることもできるものとし、また報告した者はその報告を理由として、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

また、監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく常勤監査役に報告する。

一方、監査役はその職務の遂行に必要と判断したときは、上記に定めない事項といえども、取締役もしくは使用人に報告を求める。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の実効的監査のため、必要に応じ管理本部が補助する。
- ロ. 取締役は、監査役が監査の実施のために所要の費用の支出、費用の前払い、または支出した費用の償還その他の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

③ 事業報告における開示

会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当規程に規定する事項の決定または決議の概要を、事業報告の内容として開示する。

④ 業務の適正を確保するための体制に関する監査役等の監査

会社の監査役は、会社から当規程の事項を内容とする事業報告およびその附属明細書を受領し、監査の結果、当規程の事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成する。

---

## 5- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制評価部門がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を組織し、年間2回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告された取組みにつきモニタリングしているほか、集合研修その他従業員教育の企画運営を通じグループ各社に対する指導を行っています。

### ③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を組織し、年間4回開催される定例会において、本社はじめグループ各社から報告されたリスクアセスメントならびに損失の未然防止および早期復旧プランのレビューと指導を行うことにより、リスクマネジメント体制の実効性向上に努めております。

### ④ 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しております。なお、内部監査の実施に当たっては、監査役会と十分な協議の下に監査計画を立案するとともに、監査結果について監査役会に報告することにより、相互の連携を図っております。

### 5- (3) 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値を今後も一段と高めていくためには、株式上場会社として市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、塗料メーカーとしての当社の社会的存在意義や責任を理解せず、その結果ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案が出された場合には、当社は、提案者に対し必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は表示単位未満を切り捨て、1株当たり当期純利益（純損失）と純資産額および比率については表示未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>71,495</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,694</b>
現金及び預金	20,096	支払手形及び買掛金	10,333
受取手形及び売掛金	27,104	電子記録債務	1,393
電子記録債権	1,771	短期借入金	16,995
商品及び製品	11,075	1年内返済予定の長期借入金	2
仕掛品	599	リース債務	184
原材料及び貯蔵品	8,930	未払金	2,242
その他	2,408	未払費用	2,290
貸倒引当金	△ 492	未払法人税等	415
		賞与引当金	102
<b>固定資産</b>	<b>33,123</b>	製品保証引当金	165
<b>有形固定資産</b>	<b>24,054</b>	その他	568
建物及び構築物	5,066	<b>固定負債</b>	<b>9,884</b>
機械装置及び運搬具	3,312	長期借入金	2,734
工具、器具及び備品	607	リース債務	581
土地	13,068	長期未払金	89
リース資産	1,711	繰延税金負債	2,007
建設仮勘定	287	再評価に係る繰延税金負債	2,223
<b>無形固定資産</b>	<b>359</b>	退職給付に係る負債	1,850
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,708</b>	その他	397
投資有価証券	7,731	<b>負債合計</b>	<b>44,578</b>
退職給付に係る資産	178	(純資産の部)	
繰延税金資産	334	<b>株主資本</b>	<b>47,367</b>
その他	1,803	資本金	11,626
貸倒引当金	△ 1,339	資本剰余金	1,504
<b>資産合計</b>	<b>104,618</b>	利益剰余金	44,244
		自己株式	△ 10,006
		その他の包括利益累計額	7,923
		その他有価証券評価差額金	3,123
		土地再評価差額金	3,798
		為替換算調整勘定	932
		退職給付に係る調整累計額	68
		<b>非支配株主持分</b>	<b>4,748</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>60,039</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>104,618</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	84,295
売上原価	64,631
売上総利益	19,664
販売費及び一般管理費	18,976
<b>営業利益</b>	<b>687</b>
営業外収益	823
受取利息	84
受取配当金	186
受取ロイヤリティー	84
技術指導料	49
為替差益	68
不動産賃貸料	98
その他	251
営業外費用	498
支払利息	361
支払手数料	13
その他	124
<b>経常利益</b>	<b>1,012</b>
特別利益	603
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	601
特別損失	0
固定資産売却損	0
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>1,615</b>
法人税、住民税及び事業税	788
法人税等調整額	407
<b>当期純利益</b>	<b>419</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	162
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>257</b>

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	11,626	7,788	46,552	△ 12,642	53,324
誤謬の訂正による 累積的影響額			△ 750		△ 750
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	11,626	7,788	45,801	△ 12,642	52,573
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 1,814		△ 1,814
親会社株主に帰属 する当期純利益			257		257
自己株式の取得				△ 3,683	△ 3,683
自己株式の処分		△ 1		36	35
自己株式の消却		△ 6,282		6,282	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 6,283	△ 1,557	2,635	△ 5,205
当 期 末 残 高	11,626	1,504	44,244	△ 10,006	47,367

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,555	3,798	△ 1,720	147	4,781	5,001	63,106
誤謬の訂正による 累積的影響額			94	△ 71	23	△ 63	△ 790
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	2,555	3,798	△ 1,625	76	4,804	4,938	62,315
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 1,814
親会社株主に帰属 する当期純利益							257
自己株式の取得							△ 3,683
自己株式の処分							35
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	567	—	2,558	△ 7	3,118	△ 189	2,929
当期変動額合計	567	—	2,558	△ 7	3,118	△ 189	△ 2,275
当 期 末 残 高	3,123	3,798	932	68	7,923	4,748	60,039



# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>21,230</b>	<b>流動負債</b>	<b>18,487</b>
現金及び預金	3,299	支払手形	40
受取手形	1,187	電子記録債務	1,391
電子記録債権	1,660	買掛金	4,361
売掛金	8,968	短期借入金	11,337
商品及び製品	2,750	未払金	731
仕掛品	491	未払費用	515
原材料及び貯蔵品	1,066	未払法人税等	50
未収入金	1,672	その他	58
その他	135	<b>固定負債</b>	<b>6,886</b>
貸倒引当金	△ 1	長期借入金	2,700
<b>固定資産</b>	<b>39,920</b>	長期未払金	61
<b>有形固定資産</b>	<b>14,938</b>	繰延税金負債	1,080
建物	1,614	再評価に係る繰延税金負債	2,223
構築物	179	退職給付引当金	546
機械及び装置	453	その他	274
車両運搬具	34	<b>負債合計</b>	<b>25,374</b>
工具、器具及び備品	346	(純資産の部)	
土地	12,295	<b>株主資本</b>	<b>28,865</b>
リース資産	0	<b>資本金</b>	<b>11,626</b>
建設仮勘定	12	<b>資本剰余金</b>	<b>1,511</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>208</b>	その他資本剰余金	1,511
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,772</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>25,734</b>
投資有価証券	7,612	利益準備金	1,351
関係会社株式	16,912	その他利益剰余金	24,383
その他	265	別途積立金	1,128
貸倒引当金	△ 18	繰越利益剰余金	23,254
<b>資産合計</b>	<b>61,150</b>	<b>自己株式</b>	△ 10,006
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,911</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>3,112</b>
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>3,798</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>35,776</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>61,150</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,681
売上原価	26,565
売上総利益	5,116
販売費及び一般管理費	7,710
<b>営業損失 ( △ )</b>	<b>△ 2,594</b>
営業外収益	3,265
受取利息	0
受取配当金	1,665
受取ロイヤリティー	1,116
為替差益	22
その他	460
営業外費用	178
支払利息	84
外国源泉税	32
支払手数料	13
その他	48
<b>経常利益</b>	<b>492</b>
特別利益	602
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	601
特別損失	0
固定資産売却損	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,094</b>
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	323
<b>当期純利益</b>	<b>763</b>

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,626	7,794	7,794
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
利益準備金の積立			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
自己株式の処分		△ 1	△ 1
自己株式の消却		△ 6,282	△ 6,282
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 6,283	△ 6,283
当 期 末 残 高	11,626	1,511	1,511

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,169	1,128	24,487	26,785
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△ 1,814	△ 1,814
利益準備金の積立	181		△ 181	—
当 期 純 利 益			763	763
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	181	—	△ 1,232	△ 1,051
当 期 末 残 高	1,351	1,128	23,254	25,734

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△12,642	33,564	2,551	3,798	6,350	39,914
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 1,814				△ 1,814
利益準備金の積立		—				—
当 期 純 利 益		763				763
自己株式の取得	△ 3,683	△ 3,683				△ 3,683
自己株式の処分	36	35				35
自己株式の消却	6,282	—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			560	—	560	560
当 期 変 動 額 合 計	2,635	△ 4,698	560	—	560	△ 4,138
当 期 末 残 高	△ 10,006	28,865	3,112	3,798	6,911	35,776

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣持宣昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田晋一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整累計額及び非支配株主持分を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

中国塗料株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 剣持宣昭指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増田晋一

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容を確認しました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、2021年11月に、連結子会社である CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd. (以下「CMP 上海」)において、過年度分も含めて退職給付に係る負債の計上が漏れていたこと(以下「本件」)が判明しました。これを受け、CMP 上海における退職給付債務の算定を行うとともに、外部専門家で構成する調査委員会を設置して本件が発生した経緯や原因等について調査を行い、昨年12月に、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、調査委員会の調査結果報告書(中間)を受領し開示いたしました。さらに、本年1月に受領した調査委員会の調査結果報告書(最終報告)による再発防止策に関する提言に従い、本年3月に、具体的な再発防止策を策定し開示いたしました。

再発防止策の実施状況については、取締役会において随時の報告がなされますので、監査役会は、担当取締役及び使用人等による報告と説明を通じて再発防止に向け改善が図られていることを引き続き注視してまいります。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、前述のとおり、CMP 上海における退職給付債務計上漏れを除き、指摘すべき事項は認められません。事業報告にもありますように、本件誤謬の主な原因として、調査委員会からは、CMP 上海における管理体制の欠如や当社における子会社管理機能の不全、現場とのコミュニケーション不足、子会社内部監査の不備、等の指摘があり、これらの問題点を改善する方策についての提言がありました。当社は、この提言に従って再発防止策を本年3月に策定し、これを着実に実行していくことにより、CMP 上海および当社グループ全体の内部管理体制やガバナンスの強化を図ることとしております。本件誤謬は、CMP上海の決算・財務報告プロセス並びにCMP上海及び当社の全社統制に係る内部統制の不備に起因するものであり、監査役会としても、内部統制システムの整備と運用に関し更なる強化が不可欠との認識に立ち、再発防止策の実施状況とともに、内部統制システムの改善状況を監視及び検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている「5-(3) 会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

中国塗料株式会社 監査役会

常勤監査役 國 本 英 一 ㊟

常勤監査役 牛 田 敦 士 ㊟

社外監査役 久 保 田 寄 人 ㊟

社外監査役 山 田 希 恵 ㊟

以 上



## 第125回定時株主総会会場案内図



**場所** 広島県大竹市明治新開 1 番 7  
 当社広島本社 3 階大会議室

**交通** JR線 玖波駅 / 広島駅→玖波駅 (約37分)  
 玖波駅 (東口) →会場 (徒歩約10分)  
 高速道路 大竹IC / 広島IC→大竹IC (約22分)  
 大竹IC→会場 (約5分)



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
 植物油インキを使用しています。